

杉並区ケアプランデータ連携システム導入経費 補助金交付要綱

令和 7 年 11 月 1 日

杉並第 37329 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護サービス事業所における業務負担軽減及び生産性向上を実現するため、ケアプランデータ連携システムを導入する介護サービス事業者に対し、当該システム導入にかかる経費の一部を区が補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 この要綱による補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、区内に所在する介護サービス事業所(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条に規定する介護保険サービスを行う事業所をいう。第 4 条において同じ。)を運営する介護サービス事業者のうち、ケアプランデータ連携システムを導入した事業者とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助の対象は、補助対象者が補助を申請する年度中に支払った別表に掲げる経費とする。ただし、他の制度により補助又は助成等を受けている経費については、補助の対象外とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の実支出額から、寄附金その他の収入額を控除した額と、別表に定める補助上限額とを比較して、いずれか少ない額とする。ただし、その額(複数の事業所を運営する事業者にあつては事業所ごとに算出した額の合計)に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 補助金の総額は、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第 5 条 この要綱による補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業者ごとに杉並区ケアプランデータ連携システム導入経費補助金交付申請書兼請求書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長が別に定める期日までに区長宛てに提出するものとする。

(1) 所要額調書(第 1 号様式別紙)

(2) ケアプランデータ連携標準仕様に対応した介護ソフトの利用にかかる経費が確認できる領収書又は書類の写し

(3) ケアプランデータ連携システムを導入したことが分かる資料

(4) その他区長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請書を提出するときは、次の各号に掲げる区分に
じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 電子申請方式 申請者が電子申請により申請書及び前項に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を区長宛てに提出する方法
- (2) 郵送申請方式 申請者が申請書等を郵送により区長宛てに提出する方法
- (3) 窓口申請方式 申請者が申請書等を区長が指定する窓口に提出する方法

3 前項に定める申請書等の提出方法について、必要な事項は別に定める。

（補助金の交付決定等）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは申請内容を審査し、適当と認める
ときは補助金の交付を決定し、杉並区ケアプランデータ連携システム導入経費補助金交
付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知し、補助金を交付する。

2 区長は、前項の審査の結果、適当でないと認めるときは、杉並区ケアプランデータ
連携システム導入経費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知
する。

（社会福祉法人の交付申請等）

第7条 前2条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする社会福祉法人にあっ
ては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和57年杉並区条例第4号）及び
社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和57年杉並区規則第25号）の
例によるものとする。

（申請の取下げ）

第8条 第6条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」とい
う。）は、同条同項の規定により通知された場合において、当該通知に係る補助金等の交
付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知受領後10日以内
に申請の取下げをすることができるものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 区長は、交付決定者が、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の
全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容に不備（補助金の額に係るものに限る。）があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱
の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、
杉並区ケアプランデータ連携システム導入経費補助金交付決定取消通知書（第4号様
式）により、補助決定者に対し通知する。

（補助金の返還）

第10条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合

において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助決定者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第11条 区長は、第9条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、交付決定者に対してその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約加算金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

2 区長は、交付決定者に対し、補助金の返還を命じた場合において、交付決定者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第12条 前条項第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第13条 第11条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉部高齢者担当部長が別に定める。

(補則)

第15条 この補助金の交付の手続その他の処理については、この要綱に定めるところによるほか、杉並区補助金等交付規則（令和2年杉並区規則第24号）に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年11月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に交付決定された補助金については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

補助対象経費	補助上限額（年額）
ケアプランデータ連携標準仕様に対応した介護ソフトの利用にかかる以下の経費（消費税及び地方消費税を除く。） 利用料 購入費 リース料 保守・サポート費 更新費 必要なシステム改修等に関する経費 その他区長が必要と認める経費	1 事業所当たり 10万円